

Microsoft365 等利用に関する規約

実施：2026 年 5 月 25 日

第 1 章 総則

第 1 条（本規約の目的）

N T T西日本株式会社（以下「当社」といいます。）は、Microsoft365 等利用に関する規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより当社が定める料金で日本マイクロソフト株式会社（以下「マイクロソフト」という。）が提供する Microsoft365 等を利用可能とします。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

項番	内容
1	マイクロソフトが提供する Microsoft365 等の提供※1

※1 契約者が Microsoft365 の利用を開始した日に、契約者とマイクロソフトの間で、Microsoft365 利用に関するマイクロソフト顧客契約（Microsoft Customer Agreement）が締結されます。契約内容とサービス条件の詳細は、マイクロソフトの以下の規定、その他の関連規定をご参照下さい。

「<https://www.microsoft.com/licensing/docs/customeragreement>」

「<https://www.microsoft.com/licensing/docs>」

なお、本規約に基づき利用する Microsoft365 に関する提供条件については、別紙 1（本サービスで提供する詳細条件）に規定します。

第 2 条（本規約の変更）

当社は、法令の規定に従い、本規約（別紙を含みます。）を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

- (1) 当社ホームページにおける掲載
- (2) 電子メールの送信
- (3) C D－R O M等の記録媒体の交付
- (4) ダイレクトメール等の広告への表示

第 3 条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	Microsoft365 の提供を受けるための契約
本サービス	Microsoft365 の総称
契約者	当社と本規約に基づく契約を締結している者
申込者	当社へ本契約を申し込もうとする者、又は本契約の申し込みの意思表示をした者
本サービス取扱所	Microsoft365 の提供を行う当社又は当社の契約事務委託先の事務所
フレッツ光	当社が定める IP 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5 に係る IP 通信網サービス
組織アカウント	契約者が Microsoft365 を利用するために必要なアカウント
組織アカウント情報	Microsoft365 を利用するためのログイン ID、パスワード、電子メールアドレス等の情報
消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規程に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 契約

第 4 条（提供条件及び契約の単位）

当社は、1 のライセンスプラン毎に契約番号を付与し、契約番号毎に本サービスに係わる契約を締結します。なお、本サービスの利用にはフレッツ光等の契約が必要です。

第 5 条（契約申込の方法）

申込者は、本サービスの申込みに際して、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の利用申込書を本サービス取扱所に提出していただきます。

第 6 条（契約申込の承諾）

当社は、本サービスの申込み（変更申込を含みます。以下、本条において同じとします。）があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。本契約は、当社が承諾の通知を書面または電子メールにて契約者に通知したときに成立するものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスに係る契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき又は保守することが著しく困

難である等、本サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるとき

- (2) 本契約の申込みをした者が、本サービスの料金又は当社が提供するその他のサービスの料金に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
- (3) 利用申込書に虚偽の事項を記載したとき又は記入漏れがあったとき
- (4) 本契約の申込みをした者が本サービスの利用を停止されている若しくは停止されたことがある又は本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき
- (5) 第19条（利用料金の支払義務）及び第20条（初期設定代行費用の支払義務）規定に違反するおそれがあるとき
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき

3 当社が、第1項の規定により申込みを承諾した後に、前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。この場合、当社は取消しにより契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

第7条（契約の地位の承継）

相続又は法人の合併若しくは分割により本契約の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社の指定する方法により当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

第8条（氏名等の変更の届出）

契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは所在地について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、契約者に対してその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料の提示を求める場合があります。

3 第1項に規定する変更があったにもかかわらず、当社に届出がないときは、当社は、契約者が当社に届け出ている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送、電子メール等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

4 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

第3章 知的財産等

第9条（著作権等）

本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等（本規約、各種取扱マニュアル、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条に定める権利を含む。以下同じ。）、特許権、商標権、ノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当該物品等の使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項の物品等を以下のとおり取り扱っていただきます。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと
- (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと
- (4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと

第10条（守秘義務）

契約者及び当社は、本契約に関連して相手方から機密である旨明示され開示される相手方の営業上・技術上の機密（別紙で定める提供条件等を含みます。また、口頭により開示された情報については、開示の際に機密である旨告知し、かつ当該開示から速やかに機密である旨及びその要旨が書面で通告された情報をいいます。以下「機密情報」といいます。）を、相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならず、また本契約の履行の目的以外に使用してはならないものとします。なお、相手方から機密情報の開示にかかる承諾を得た当事者は、開示にあたって当該第三者に対して本条と同等の義務を課すものとし、当該第三者の漏洩その他の義務違反行為は、自身の行為として相手方に責任を負うものとします。

2 機密情報のうち次の各号に該当する情報は、前項の定めにかかわらず、前項の守秘義務を負う機密情報として扱われないものとします。

- (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
- (2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報
- (3) 相手方から開示された情報によらずして、独自に開発した情報
- (4) 公知のもの又は受領した当事者の責によらないで公知となったもの
- (5) 相手方が書面により機密情報として取り扱わないことに同意した情報

3 当社は、判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求または命令により請求された場合、機密である旨を明確にしたうえで契約者及び当社の機密情報を第三者に開示することができるものとします。

4 相手方の機密情報を保護する義務は、本契約終了の日から3年後まで存続するものと

します。また、本契約が終了した場合、契約者及び当社は相手方が事前に返還を求めた場合を除き、相手方の機密情報（記憶装置等に格納された無形の機密情報を含みます。）を直ちに破棄し、その旨を相手方に書面で通知するものとします。

第4章 利用中止等

第11条（利用中止）

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 第三者による妨害行為等により本サービスの継続が契約者に重大な支障を与える恐れがあると当社が判断したとき
- (2) マイクロソフトがマイクロソフト顧客契約（Microsoft Customer Agreement）にもとづき Microsoft365 の利用中止又はそれ相当の措置をした場合など当社が本サービスの利用を中止することが望ましいと判断したとき

第12条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、6ヵ月以内で当社が定める期間（本サービスに係る料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、アカウント作成又は設定変更に関する費用又は割増金等その他の債務をいいます。以下本条において同様とします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 契約者が本サービスに係る料金その他の債務について、第25条（料金等の支払い・料金等の一括請求）に定める請求方法を利用している場合であって、同一の請求方法を選択した当社の他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (4) 契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき
- (5) 当社に損害を与えたとき
- (6) Microsoft365 の利用停止又はそれ相当の措置を受けたとき
- (7) 前各号のほか、本規約に違反したとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急の場合等のやむを得

ない事情がある場合は、この限りではありません。

第13条（お問い合わせ窓口）

契約者は本サービスにかかわるお問い合わせ、お申出を、当社が別途定める窓口に対して行うものとし、マイクロソフトに対して行わないものとします。

第14条（利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

第15条（本サービス提供の終了）

当社は、当社が Microsoft365 の提供を終了する場合、又は本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、インターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解除日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第16条（契約者が行う本契約の解除）

契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出ていただきます。

2 当社は、前項の規定により契約者が申し出た解除希望日（申込日から1ヶ月以降の日程）をもって本サービスの解除日とします。ただし、契約者が申し出た解除希望日が、当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解除日とします。

第17条（本契約の解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。また、本条第3号に定める場合においては、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解除できるものとします。

- (1) 第12条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき
- (2) 第15条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき

(3) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき

- ① 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ③ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
- ④ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

第5章 料金

第18条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、別紙2（料金表）に定めるところによります。

第19条（利用料金の支払義務）

契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した月の翌月から起算して、本契約の解除日を含む月までの期間（提供を開始した日と解除日が同一の日月である場合は、1ヵ月間とします。）について、別紙2（料金表）第1表（月額料金）に規定する月額料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは次によります。

- (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 当社の責めに帰すべき理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスの月額料金

第20条（初期設定代行費用の支払義務）

契約者は、本サービスに関する設定代行を要する申込をし、当社よりその承諾を受けたときは、別紙2（料金表）第2表（初期設定代行費用）に定める初期設定代行費用の支払いを要します。ただし、本サービスに関する設定代行の着手前に本契約の解除又はその設定代行の申込の取消しがあった場合は、この限りではありません。その場合、既にこの初期設定代行費用が支払われているときは、当社は、その初期設定代行費用を返還します。

2 本サービスに関する設定代行の着手後は、契約者は着手した部分について、その初期設定代行費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する初期設定代行費用の額は、その額に消費税等相当額を加算した額となります。

第21条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額（消費税等相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第22条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法定利率の割合（契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年最大14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第23条（料金計算方法等）

当社は、契約者が本契約に基づき支払う料金のうち、別紙2（料金表）第1表（月額料金）に定める料金は料金月（1の暦月の初日から末日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

第24条（端数処理）

当社は、消費税等相当額の算出において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第25条（料金等の支払い・料金等の一括請求）

契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

3 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合に限り、本サービスに係る料金等について、契約者が指定する他のサービス等の契約に係る料金等と一括して請求する取扱い（以下「料金等の一括請求」といいます。）を行います。

(1) 当該請求を行った本サービスの契約者が、料金等の一括請求を受ける複数のサービスを構成する、他のサービスの契約者と同一の者（相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者を含みます。）であるとき。

(2) 当該請求を行った本サービスの契約者が、本サービスの料金又は工事に関する費その支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

4 当社は、契約者から本サービスについて料金等の一括請求を廃止する申出があったとき又は前項の各号のいずれかに該当しなくなったときは、本サービスに係る料金等の一括請求の取扱いを廃止します。

ただし、料金等の一括請求を受ける複数のサービスを構成する、他のサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っている場合は、この限りではありません。

第26条（消費税等相当額の加算）

第19条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により別紙2（料金表）に定める料金の支払いを要するものとされている額は、別紙2（料金表）に定める額に消費税等相当額を加算した額とします。なお、本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

第6章 損害賠償

第27条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金を発生

した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、本サービスの提供に伴い当社の不法行為があったことによって契約者に損害が生じた場合、本サービスの一ヶ月の月額料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。なお、以下の各号に該当する損害については、当社は一切の責任を負いません。

- (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害
- (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害
- (3) 当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害
- (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害

4 当社の故意又は重大な過失による場合には、前3項の規定は適用しません。

第28条（免責事項）

当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。

3 当社は、本サービスにおけるオペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業及びオペレータが遠隔で実施した作業の内容について保証するものではありません。

4 当社は、本サービスにおけるオペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業及び工事の実施に伴い生じる契約者の損害について、第27条（責任の制限）第3項に規定する場合を除き責任を負いません。

5 本サービスにおけるオペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業に関連して、契約者のID又はパスワードで実行された操作は、契約者による操作であるとみなし、これに伴い生じる契約者の損害について、当社は、第27条（責任の制限）第3項に規定する場合を除き責任を負いません。

6 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは問い合わせ先を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に書面または電子メール等をもって通知します。

7 契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決するものとします。

8 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分その他の原因を問わず、責任を負いません。

9 当社は、第11条（利用中止）、第12条（利用停止）、第14条（利用の制限）、第15条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限及びサービス提供の終了をしたことに伴い生じる契約者の損害について、責任を負いません。

10 当社は、サイバーテロ（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、責任を負いません。

11 契約者は、本サービスの利用により、マイクロソフト及び当社による何らかの権利の行使及び行動又は行為を妨げることはできません。

第7章 個人情報の取り扱い

第29条（個人情報の取り扱い）

当社は、本サービス提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス（以下「個人情報」といいます。）を取得します。

2 当社は、前項の規定により取得した情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

3 当社は、当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティングに必要となる範囲内で、第1項の規定により取得した情報を統計化した情報を利用する場合があります。

4 当社は、個人情報保護法の規定に基づき、第1項の規定により取得した情報及び組織アカウント情報その他利用情報をマイクロソフト及び Microsoft Corporation に対して提供することについて同意いただきます。

5 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

6 契約者は、第4項に基づき当社がマイクロソフト及び Microsoft Corporation に提供した情報については、マイクロソフト及び Microsoft Corporation が、当該情報を個人を特定しない統計情報として、同社のプログラムの安全性の判定・分析、セキュリティ上の脅威に対する対策の提供、セキュリティ上の脅威についての傾向のレポートへの活用及び同社サービスのマーケティングに利用することについて同意していただきます。

第8章 雑則

第30条（契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定

める協力を行っていただきます。

- (1) 当社の求めに応じた I D やパスワード等の入力
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます）の提供
- (3) 本契約で提供する組織アカウント及び Microsoft365 に関する当社を通じた問合せの実施
- (4) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施

第 3 1 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 3 2 条（権利義務の譲渡等）

契約者及び当社は、相手方の書面による事前承諾なしに、本契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡その他の処分をすることはできないものとします。なお、契約者及び当社は、相続又は法人の合併若しくは分割による地位の承継・商号変更があるときは、事前に書面により相手方に通知する必要があります。

第 3 3 条（反社会的勢力の排除）

契約者及び当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」といいます。）であること
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
- (3) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (4) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

2 契約者及び当社は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要

せず即時に本契約を解除することができます。

(1) 第1項に違反したとき

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき

①相手方に対する暴力的な要求行為

②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3 契約者及び当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

第34条（不可抗力の免責）

戦争、テロ行為、暴動、天変地異、法令の改廃・制定、公権力による処分・命令その他の不可抗力により、契約者又は当社に本契約の全部又は一部の履行の遅滞又は不能が生じた場合は、契約者又は当社は互いにその責任を負わないものとします。

第35条（準拠法）

本契約は日本において施行されている法律等に準拠又は基づいて解釈されるものとします。

第36条（紛争の解決）

本契約に関し、契約者及び当社との間で疑義、相違、紛争が生じた場合、あるいは、本契約に規定されていない事項については、契約者及び当社両当事者は信義誠実の原則に従い、相互の協議によりこれを解決するものとします。

2 前項の協議が整わなかった場合、本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第37条（分離取扱い）

本契約の一部の条項が裁判所又は行政庁の裁定により無効とされた場合は、当該条項のみを無効とし、契約全体の効力には影響しないものとします。

第38条（存続条項）

本契約が終了等した場合でも、第2条（本規約の変更）、第10条（守秘義務）、第13条（お問い合わせ窓口）、第27条（責任の制限）、第28条（免責事項）、第29条（個人情報取り扱い）、第33条（反社会的勢力の排除）、第34条（不可抗力の免責）、第3

6条（紛争の解決）、第37条（分離取扱い）及び本条の規定は引き続き効力を有するものとします。

第39条（承諾の限界）

当社は、契約者からアカウント作成、その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を契約者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第40条（利用に係る契約者の義務）

契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスを提供できない場合があります。

- (1) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること
- (2) Microsoft365 に接続できる環境であること
- (3) 自己の責任において、本サービスを利用するために必要な組織アカウントを維持、管理すること。
- (4) 契約者が必要に応じて当社のオペレータの指示に基づき操作を実施すること

2 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと
- (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと
- (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと
- (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
- (8) 本サービスその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと
- (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
- (10) 本サービスの利用に係る組織アカウント等のID、パスワード等を第三者に使用させて、金銭的利益を得る行為をしないこと

- (11) 本サービスの利用に係る組織アカウント等のID、パスワード等の適正な管理に努めること

第41条（設備等の準備）

契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な機器、インターネット回線等その他の設備を保持、管理し、必要なその他のサービスを利用するものとします。

第42条（その他）

本サービスの取扱所は下表のとおりです。

当社の本サービス取扱所 富山県、石川県、福井県、愛知県、静岡県、三重県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別紙 1 (本サービスで提供する詳細条件)

1. 本サービスにおいて取り扱いできるプラン等

本サービスにおいて取り扱いできるプランは、別紙 2(料金表)第 1 表(月額料金)に定めるとおりとします。各プランの詳細については、当社へお問い合わせください。

2. Microsoft365 に関する問い合わせ対応

2-1. 本サービス契約者からの問い合わせ

- ・受付方法： 契約者に別途ご案内するメールアドレスにて受付
- ・対応時間：平日 9:00-18:00(12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

2-2. Microsoft365 の工事・故障情報の通知

Microsoft Corporation から契約者に対して直接 Microsoft365 の工事・故障情報が通知されます。

別紙 2(料金表)

第 1 表(月額料金)

契約者の利用開始日及び年間契約かもしくは月契約かによって、以下の料金表が適用されます。

プラン名	年契約	月契約
Enterprise Mobility + Security A3 (Education Student Pricing)	290 円/月	348 円/月
Enterprise Mobility + Security A3 (Education Faculty Pricing)	290 円/月	348 円/月
Enterprise Mobility + Security A5 (Education Faculty Pricing)	488 円/月	586 円/月
Enterprise Mobility + Security A5 (Education Student Pricing)	488 円/月	586 円/月
Enterprise Mobility + Security E3	1,584 円/月	1,901 円/月
Enterprise Mobility + Security E5	2,464 円/月	2,957 円/月
Exchange Online (Plan 1)	599 円/月	719 円/月
Exchange Online (Plan 2)	1,199 円/月	1,439 円/月
Exchange Online Archiving for Exchange Online	449 円/月	539 円/月
Microsoft 365 A3 (Education Student Pricing)	637 円/月	764 円/月

Microsoft 365 A3 (Education Faculty Pricing)	862 円/月	1,034 円/月
Microsoft 365 A5 (Education Student Pricing)	1,199 円/月	1,439 円/月
Microsoft 365 A5 (Education Faculty Pricing)	1,611 円/月	1,933 円/月
Microsoft 365 Apps for business	1,236 円/月	1,483 円/月
Microsoft 365 Apps for enterprise	1,799 円/月	2,159 円/月
Microsoft 365 Apps (Education Faculty Pricing)	337 円/月	404 円/月
Microsoft 365 Apps (Education Student Pricing)	262 円/月	314 円/月
Microsoft 365 Business Basic	899 円/月	1,079 円/月
Microsoft 365 Business Basic (no Teams)	712 円/月	854 円/月
Microsoft 365 Business Premium (no Teams)	2,961 円/月	3,553 円/月
Microsoft 365 Business Premium	3,298 円/月	3,958 円/月
Microsoft 365 Business Standard	1,874 円/月	2,249 円/月
Microsoft 365 Business Standard (no Teams)	1,536 円/月	1,843 円/月
Microsoft 365 E3	5,397 円/月	6,476 円/月
Microsoft 365 E3 (no Teams)	5,059 円/月	6,071 円/月
Microsoft 365 E5 (no Teams)	8,208 円/月	9,850 円/月
Microsoft 365 Education 10 TB Additional Storage (Education Faculty Pricing)	44,977 円/月	53,972 円/月
Microsoft 365 F1	337 円/月	404 円/月
Microsoft 365 F1 (no Teams)	262 円/月	314 円/月
Microsoft 365 F3 (no Teams)	1,124 円/月	1,349 円/月
Microsoft 365 F3	1,199 円/月	1,439 円/月
Microsoft 365 Copilot	4,497 円/月	※年契約のみ
Microsoft Entra ID P1	899 円/月	1,079 円/月
Microsoft Entra ID P2	1,349 円/月	1,619 円/月
Microsoft Teams Enterprise	787 円/月	944 円/月
Microsoft Teams Essentials	599 円/月	719 円/月
Microsoft Teams Phone Standard	1,499 円/月	1,799 円/月
Microsoft Teams Rooms Pro	5,997 円/月	7,196 円/月
Office 365 A1 (Education Faculty Pricing)	0 円/月	0 円/月
Office 365 A1 (Education Student Pricing)	0 円/月	0 円/月
Office 365 A3 (Education Faculty Pricing)	487 円/月	584 円/月
Office 365 A3 (Education Student Pricing)	374 円/月	449 円/月
Office 365 A5 (Education Student Pricing)	899 円/月	1,079 円/月
Office 365 A5 (Education Faculty Pricing)	1,199 円/月	1,439 円/月

Office 365 E1	1,499 円/月	1,799 円/月
Office 365 E1 (no Teams)	1,161 円/月	1,393 円/月
Office 365 E3 (no Teams)	3,110 円/月	3,732 円/月
Office 365 E3	3,448 円/月	4,138 円/月
Office 365 E5 (no Teams)	5,359 円/月	6,431 円/月
Office 365 Extra File Storage	29 円/月	35 円/月
Office 365 F3	599 円/月	719 円/月
Office 365 F3 (no Teams)	524 円/月	629 円/月
Windows 10/11 Enterprise A3 (Education Student Pricing)	239 円/月	287 円/月
Windows 10/11 Enterprise A3 (Education Faculty Pricing)	329 円/月	395 円/月
Windows 10/11 Enterprise A5 (Education Student Pricing)	854 円/月	1,025 円/月
Windows 10/11 Enterprise A5 (Education Faculty Pricing)	944 円/月	1,133 円/月
Microsoft Copilot Studio	29,985 円/月	35,982 円/月

備考

※1：年間契約、月契約ともに利用開始月の月額利用料は発生いたしません。解約月は月額利用料の全額を請求いたします。利用開始月と解約月が同月の場合、その月の月額料金の全額を請求いたします。

日割り計算は行いません。年間契約及び月契約の契約期間は、いずれも自動更新となります。

※2：年間契約の場合、最低利用期間は 1 年間となります。最低利用期間中に途中解約した場合は、解約月の月額利用料の全額と最大 11 か月分を上限とした残月分の月額利用料全額を一時金として請求いたします。

※3：年間契約期間中に契約中のプランから別のプランへ変更を希望することはできません。プラン変更を希望する場合は、契約中のプランを一度解約いただき、新たに別プランを契約いただく必要があります。

※4：年間契約から月契約、または月契約から年間契約への変更、ライセンス数の減少を希望する場合、契約更新時のみ変更可能となります。

※5：O365 A3 は教育機関または学生のみが対象です。

第 2 表(初期設定代行費用)

設定代行		
カウント作成・ ライセンス割り当て	～10 ライセンス	20,000 円(税込 22,000 円)
	11 ライセンス～	10,000 円／10 ライセンス (税込 11,000 円/10 ライセンス)

・第 1 表、第 2 表で定める料金の支払いについては当社から契約者へ請求書を発行し、契約者は請求書発行日の月末までにこれを支払うものとします。